

【公共施設管理者の基準】道路の整備基準

1 整備の原則

次の基準は、開発行為により関係のある既存の横浜市道路局管理の道路（以下、公道という）、公道として管理することとなる開発行為により新設される道路（拡幅される道路を含む。）及び公道と開発行為により新設される道路との取付け部に適用する。

なお、取決めのない事項及び事業ごと特殊な事項については、公道管理者との協議により決定することとする。

- (1) 「横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例」及びその他関連技術規定に適合するよう計画すること。
- (2) 道路線形は、道路の中心線（拡幅する場合は、拡幅後の道路の中心）を基準として計画すること。
- (3) 構造物は、「道路構造物標準図集（横浜市道路局）」及び「横浜市下水道設計標準図（横浜市下水道河川局）」に規定されている構造を使用すること。
- (4) 道路は安全性、耐久性、維持管理の確実性及び容易さ、地形や交差物件等の外部的な諸条件を考慮し計画すること。

2 平面線形・平面交差

6メートル以下道路の平面線形及び平面交差の設計は、次のとおりとする。

なお、6メートル以上の道路については、公道管理者との協議によることとする。

(1) 平面線形

ア 直線を基本とし、曲線は設けないこと。

イ 直線区間は、5メートル以上確保すること（道路端部及びすみ切り部を除く。）【図2-1】。

ウ 屈曲部は90度以上を標準とすること【図2-2】。

図2-1

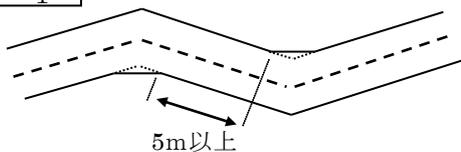
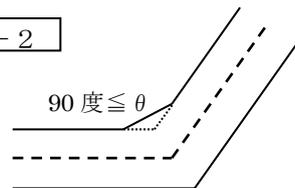


図2-2



(2) 拡幅部端部

拡幅部の道路端部は、次のとおりとする【図2-3、図2-4】。

ア 側溝のすり付け角度は45度以下とすること。

イ 拡幅が1.5メートルを超えるごとに視線誘導標を設置すること。

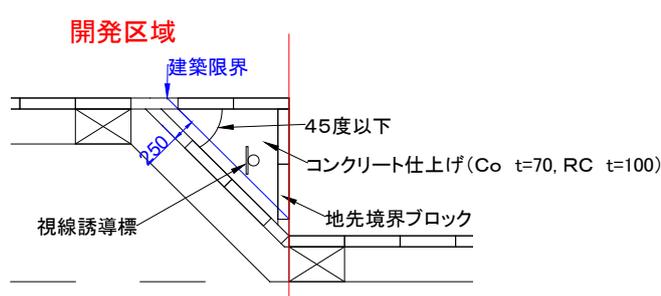
ウ 道路境界沿いに地先境界ブロックを設置すること。

エ 地先境界と側溝との間はコンクリート仕上げとすること（コンクリート版70ミリメートル、クラッシュラン100ミリメートル）。ただし、乗入れ施設がある場合はこの限りでない。

図2-3



図2-4

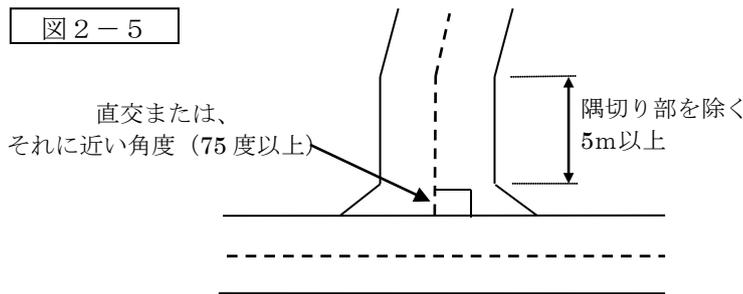


(3) 平面交差（既存道路との交差も含む）

平面交差部は、次のとおりとする。

- ア 単純で明確にし、複雑な交差を避けること。
- イ 直角またはそれに近い角度（75度以上）で交差させ、その部分の延長はすみ切り部を除いて5メートル以上確保すること（公道と事業主管理となる道路の交差も含む）【図2-5】。
- ウ くい違い交差、折れ脚交差などの変形交差は避けること。
- エ 主流交通はできるだけ直線に近い線形とし、かつ、主流交通の側に2以上の脚が交会しないようにさせること。
- オ 交差点の面積は極力小さく設計すること。
- カ 屈曲部及び曲線部を避けた直線部に交差させること。
- キ 交差点間は、すみ切り部を除いて5メートル以上離して配置すること。
- ク 既存交差点に公道を接続する場合には、交差点処理を勘案して計画すること。
- ケ 既存交差点に事業主管理となる道路は原則、接続させないこと。

図2-5

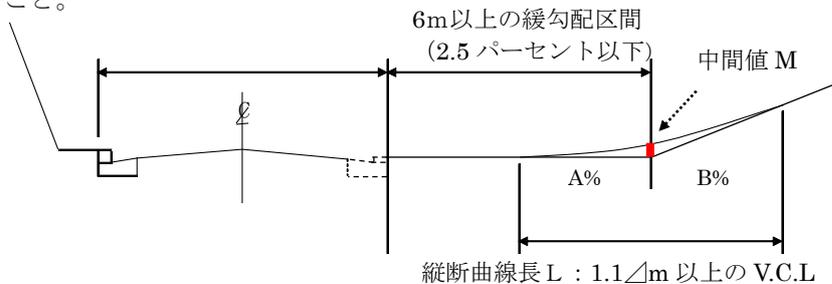


3 縦断勾配・曲線

縦断勾配・曲線については、法33条技術基準によるほか、次のとおりとする【図3-1】。

- (1) 縦断勾配が変移する箇所には、縦断勾配の代数差の絶対値の1.1以上とした曲線長を有する縦断曲線を設けること。ただし、縦断勾配の代数差の絶対値が2.5パーセント以下（緩勾配）の場合にあっては、この限りでない。
- (2) 道路の接続部は、車両が円滑に通行できるよう6メートル以上を0.5パーセントから2.5パーセント以下の緩勾配とすること。

図3-1



※ \triangle : 縦断勾配の代数差の絶対値
 Ex) : 12% - 0.5% = 11.5% $1.1 \times 11.5 = 12.65\text{m}$
 M : 縦断曲線の中間値 $[B-A] \times L / 800$

- (3) 道路の交差、接続、屈曲部及び転回広場部については、緩勾配（0.5パーセント以上2.5パーセント以下）とするよう努め、これによることができない場合でもすみ切り部の内勾配を原則、12パーセント以下とすること。

4 横断勾配・片勾配

横断勾配は次を標準とする。ただし、現道を拡幅する場合で、地下埋設物の位置や地形の状況等により路面排水が困難である場合には、公道管理者と協議により片勾配とすることができる。

- (1) 車道 車道の中心を頂点とし、両側に向かって2パーセントの下り勾配を標準とすること。
- (2) 歩道 車道に向かって1パーセントの下り勾配を標準とすること。

5 舗装・路盤

舗装及び路盤工事で使用する材料等は、次のとおりとする。

- (1) 土木工事共通仕様書（横浜市）によること。
- (2) 再生材を使用すること（JIS規格に適合した製品）。
- (3) 掘削跡の復旧については、「横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書」によること。
- (4) 既存公道の舗装構成は、公道管理者に確認すること。
- (5) 舗装構成は、設計CBR＝3を標準とすること。
- (6) 車道は、アスファルト舗装を標準とすること。
- (7) 車道には、ブロック舗装等を使用しないこと。
- (8) 歩道については、透水性舗装（開粒度アスファルト）を標準とし、ブロック舗装等を使用する場合には、公道管理者と協議すること。
- (9) 9パーセントを超える表層については、ギャップアスファルト舗装を使用することができる。

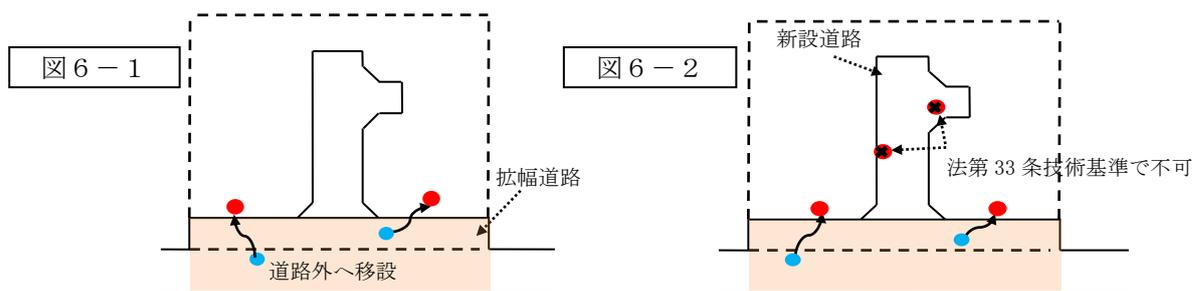
6 道路の占用物件

道路占用物件は次のとおりとする。

- (1) 平成31年4月1日公布・施行「道路法施行規則」第四条の四の二より、無電線化を基本として計画すること。
- (2) 道路法第32条の規定に基づき、「横浜市道路占用許可基準」に適合するよう計画すること【図6全て】。
なお、占用許可は占用企業者が取得すること。また、不要になる占用物件その他障害物等は撤去すること。
- (3) 開発区域内又は開発区域に接している公道並びに開発行為に関する工事を行う公道にある電柱類の取扱いについては、原則として道路占用許可基準によるほか、次のとおりとすること。ただし、道路構造若しくは沿道状況等により道路外への移設が困難である場合又は公道管理者が支障ないと判断した場合には、道路端部に設置又は存置することができる。
ア 開発行為により既存の公道を拡幅する場合においては、拡幅する側にある電柱類は、道路外へ移設すること。
イ 既存の公道を拡幅しない場合であっても、開発行為により、既設の電柱類が交通の安全上支障があると公道管理者が判断した場合には、道路外へ移設すること
- (4) 地域防災拠点などについては、接する道路、接続道路含め無電柱化の検討を行うこと。

【参考】

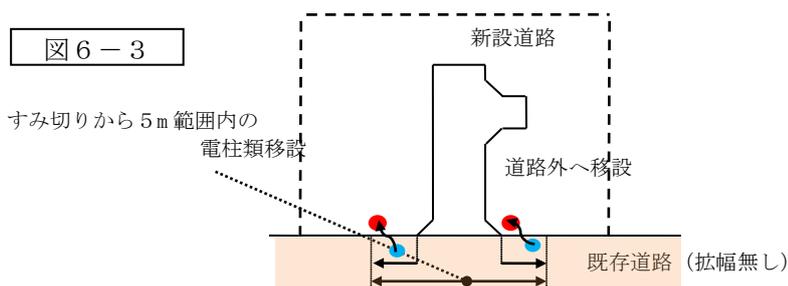
法第33条の技術基準（許可基準）により新設道路内へ電柱類を設置することはできません。



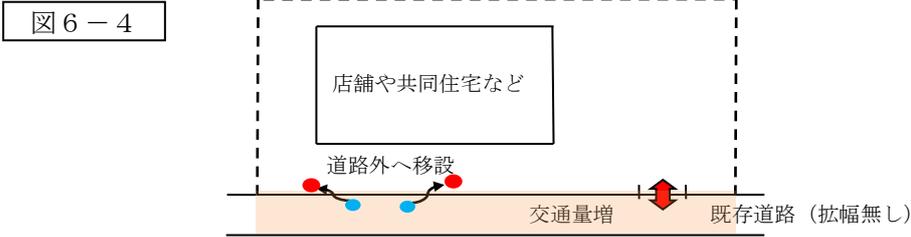
【(3)の解説】

道路を拡幅しない場合で、交通の安全上支障があると判断する場合とは、次のとおりです。

- ① 開発区域内に新設する道路の出入口から5メートルの範囲内に電柱類がある場合



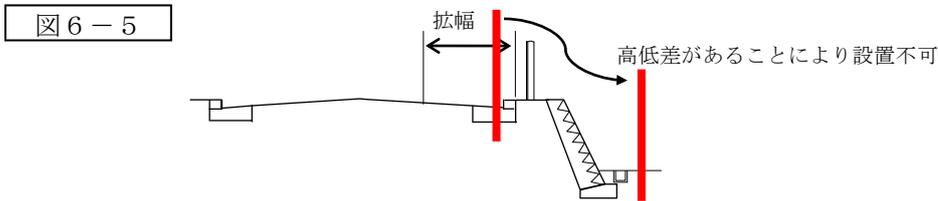
② 開発の計画により、交通量が増大するおそれがある場合



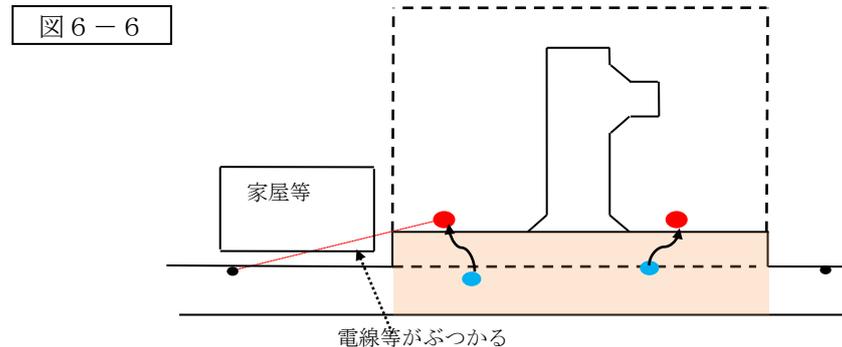
【(3)ただし書の解説】

道路構造、沿道状況等により移設が困難である場合の主な内容は、次のとおりです。
 なお、この場合には、占用企業者の見解等を添えた文書を提出してください。

①道路と民地内に高低差があり（下法上法とも）、周辺電柱と線が繋がらない場合



②道路外へ移設することにより、電線等が隣接家屋にぶつかるなど技術的に不可能な場合



③その他、占用企業者の都合により道路外へ移設することが困難である場合

7 自動車乗入れ部

自動車の乗入れ部は、「道路自費工事申請の手引き」に適合するよう計画すること。その他自動車の乗入れ部の計画については、次のとおりとする。

- (1) 既存の切下げが不要となる部分は、切上げること。
- (2) 私道との取付け部は、段差2センチメートル以下（規格値：+0mm～-5mm）とすること。ただし、道路排水等が流れ込むなど支障がある場合は段差5センチメートルとすること【図7-1、図7-2】。
- (3) 歩道又は歩道と同等の機能を有した通行空間がある場合、当該歩道と事業主管理となる道路の切り下げ幅は、事業主管理となる道路の幅員と同幅員とすること【図7-3】【図7-4】。

【解説】

歩道と同等の機能を有した通行区間とは、道路付帯施設又は、構造物によって歩車道が分離されているもの及び道路の路側帯を着色しているカラーベルト等をいいます。

- (4) 補強無しLU型側溝に乗入れする場合は、補強付きLU型側溝とすること。

図7-1

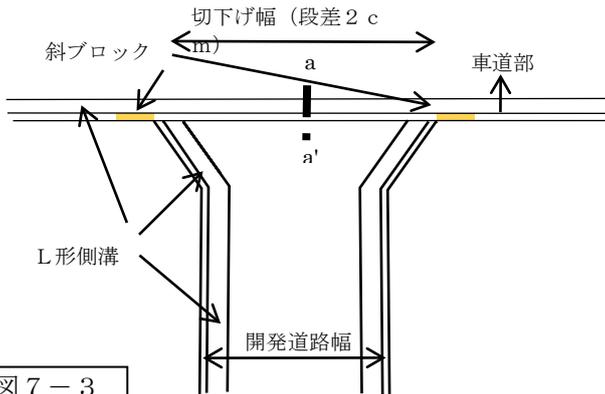


図7-2

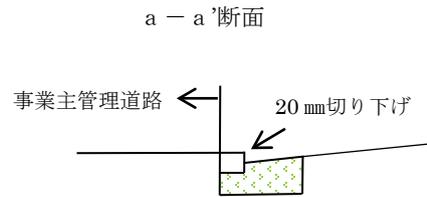


図7-3

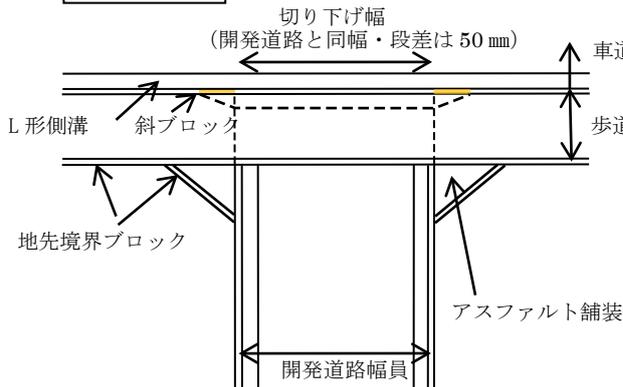
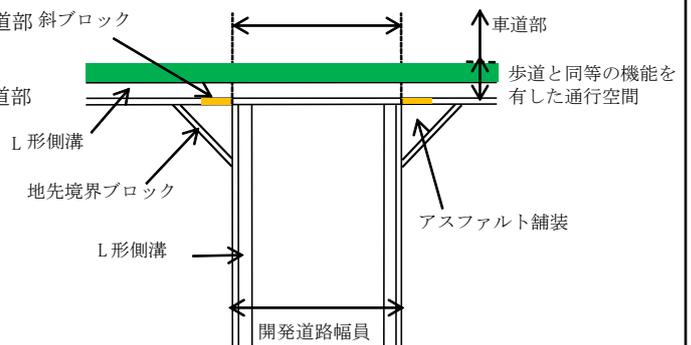


図7-4

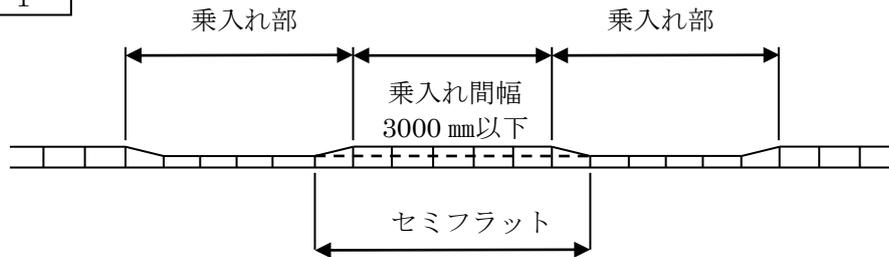


8 歩道部

歩道部分は、福祉のまちづくり条例等の規定に適合するよう計画すること。その他歩道部分の計画は、次のとおりとする。

- (1) 横断歩道や交差点の歩道出入口部分は、段差2センチメートル（規格値：+0mm～-5mm）とすること。
- (2) 歩道の切下げを行った場合、歩道が2メートル以上ある場合には、両側に車止めを設置すること（図13-3、図13-4参照）。
- (3) 切下げが連続する場合、周辺部含めセミフラットタイプとすること【図8-1】。

図8-1



9 階段

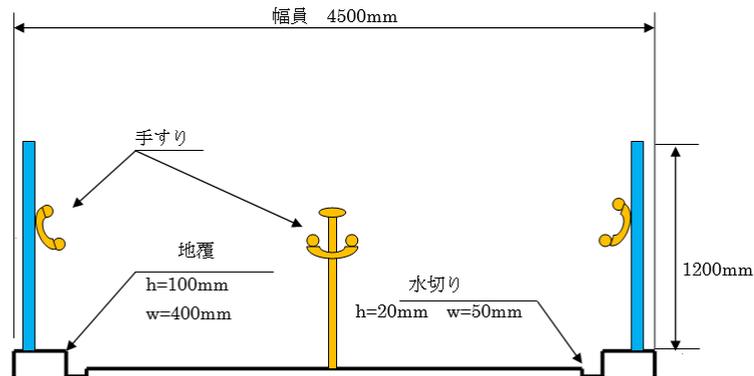
階段は、法第33条の技術基準（許可の基準）によるほか、次のとおりを標準とする【図9全て】。

(1) 主な数値

項目	数値等	根拠基準等
蹴上	標準 150 mm以下（一定とすること）	法 33 条技術基準等
踏み幅	標準 300 mm以上（一定とすること）	法 33 条技術基準等
段鼻	視認性のある滑り止めを設置	道路移動円滑化ガイドライン
踊り場	高さ 3000 mm以内ごとに標準 1500 mm	法 33 条技術基準等
水切り	標準 深さ 20 mm×幅 50 mm	立体横断施設技術基準
地覆	標準 高さ 100 mm×幅 400 mm	立体横断施設技術基準
手すり	2 段式を両側と中心（ステンレス製）	立体横断施設技術基準
表面処理	標準 刷毛引き	道路移動円滑化ガイドライン
転落防止柵	地先及び地覆天端より高さ 1200 mm（下法がある場合）	法 33 条技術基準等

図9-4

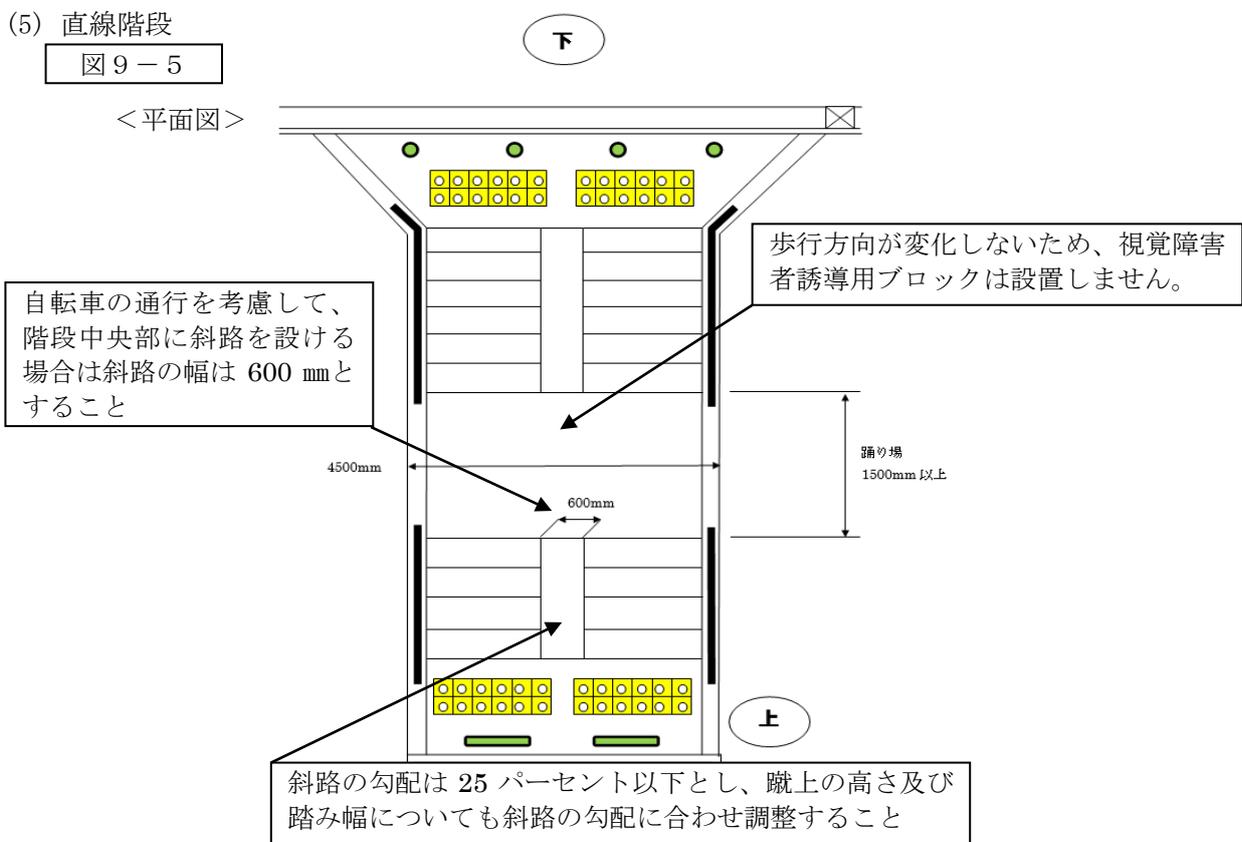
<横断面図>



(5) 直線階段

図9-5

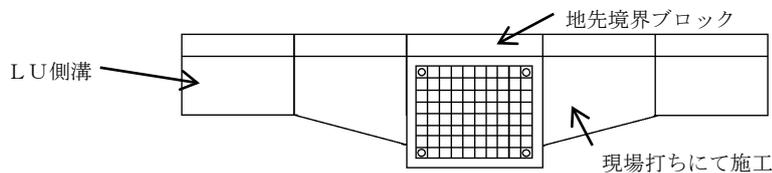
<平面図>



10 道路排水施設

道路には、側溝、街渠ます及び集水ますその他の適当な排水施設を設けること。その他道路の排水施設については、次のとおりとする。

- (1) ますを設置する箇所は、道路境界線（歩道と路肩がある場合は車道端）の道路側とし、設置するますの間隔は概ね20メートル以内とすること。
- (2) 新設する側溝は、L形側溝及びLU側溝を標準とすること。
- (3) グレーチング蓋及び集水ますを用いる場合は、細目のボルト締めとすること。
- (4) LU側溝と接続する部分に集水枿を設置する場合は、集水枿の裏に地先境界ブロックを設置すること。



第4章 公共の用に供する空地に関する基準

- (5) 横断歩道や自動車乗入れ部には、ますを設置しないこと。やむを得ず、横断歩道部に設置する場合には、バリアフリー対応蓋とすること。また、既設のますについても、移設を行うこと。
- (6) 縦断勾配が9パーセント以上の場合には、2連ますや横断側溝を設置すること。
- (7) セミフラットタイプの穴あきブロックは、5メートルごとを標準とし雨水樹前には必ず設置すること。
- (8) 路面排水の流末は、公共下水管に接続させること。
- (9) 各戸引込管を開削工法で施工する場合は、側溝をすべて（基礎砕石やエプロンを含む）撤去し復旧すること。
- (10) 開発区域に接する既存道路の排水施設が次のいずれかに該当する場合には、原則として、開発区域に接する箇所全ての撤去・設置を行うこと。
 - ア 切下げや切上げに伴い、境界ブロックの布設替えが生じた場合
 - イ 既存の道路境界線と現地に相違する場合
 - ウ 工事により損傷した場合
 - エ 既設がU型側溝の場合
 - オ 公道管理者が必要と認めた場合

【解説】

既設がU形側溝の場合には、L U側溝への布設替えが義務付けられます。

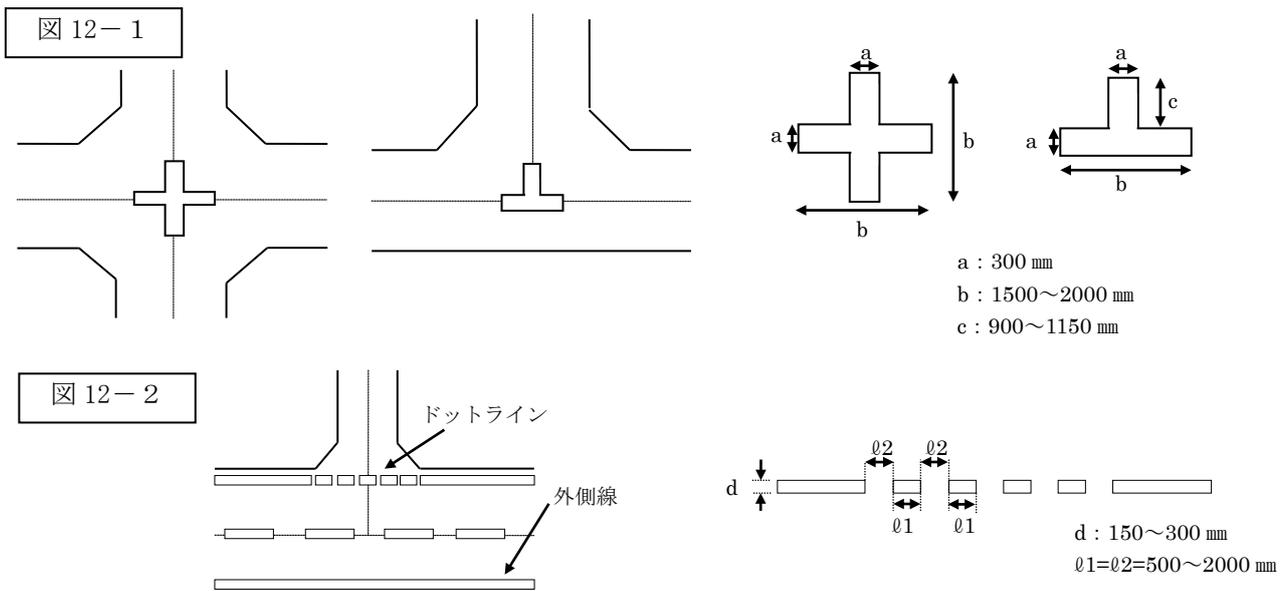
11 建築限界

道路構造令第12条に規定する建築限界に適合するよう計画すること。

12 道路標識・標示（マーキング）

道路標識、区画線及び道路標示（以下「道路標識等」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 道路標識等の設置場所や種別等については、「道路標識設置基準・同解説」の規定によること。
- (2) 道路標識等の設置に関しては、別途、公道管理者及び交通管理者と協議すること。
- (3) 既存の道路標識等は、公道管理者及び交通管理者と協議の上、復旧すること。
- (4) 行き止まり表示など、新規に必要な道路標識については、公道管理者と協議すること。
- (5) 交差点がある場合は、「交差点クロスマーク【図12-1】」もしくは「ドットライン【図12-2】」を表示すること。



13 交通安全施設

交通安全施設の構造等は、次のとおりとする。

なお、「道路構造物標準図集（横浜市道路局）」に規定されているものを使用することを標準とする。設置が困難な場合や道路構造物標準図集に掲載されていないものを使用する場合には、別途、公道管理者と協議すること。

(1) 道路照明施設

夜間における交通事故の防止を目的として、交通量の多い道路や交差点等がある場合には、道路照明施設の設置について、別途、公道管理者と協議すること。

なお、防犯灯（LED 対応）については、市民局と協議すること。

(2) 車両用防護柵

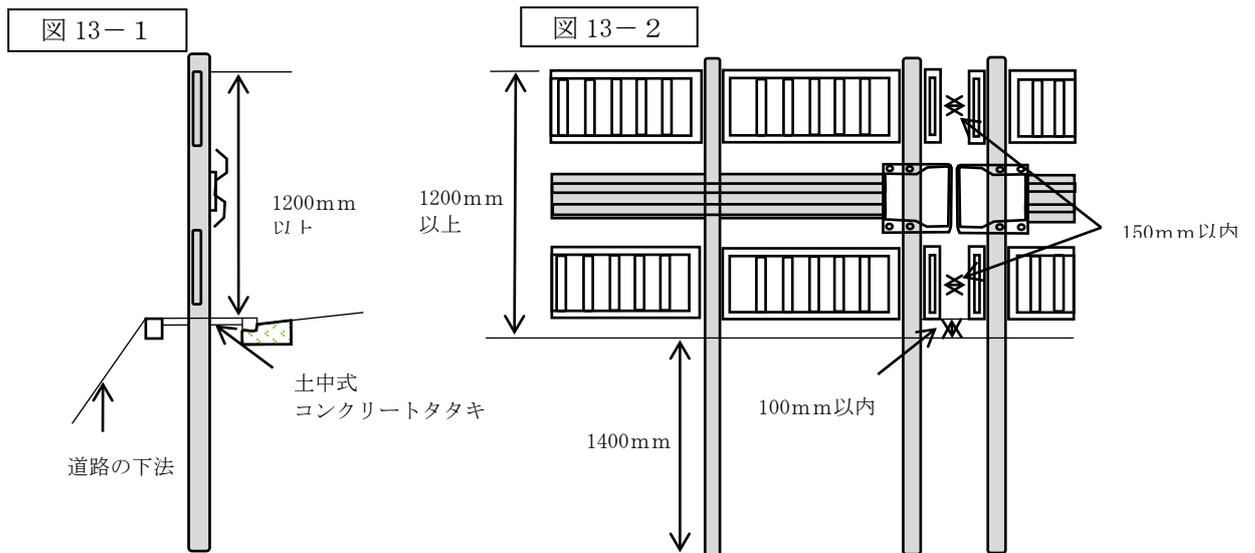
道路の下法がある場合及び車両の路外への逸脱による乗員および第三者などに人的被害を与えるおそれのある区間等には、車両用防護柵を設置すること。この場合の車両用防護柵の構造はガードレール土中式を原則とするが、基礎形式とする場合には、別途、公道管理者と協議すること。

なお、人の通行がある箇所の端部は、ラバーガード形式を標準とすること。

(3) 転落防止柵

道路の下法がある場合は、1.2メートルの高さの転落防止柵を設置すること。この場合の転落防止柵のビーム間や柱間の間隔は150ミリメートル以内とすること【図13-1、図13-2】。

なお、ガードレールに転落防止柵が付属した製品を設置する場合には、別途、公道管理者と協議すること。



(4) 横断防止柵

交通量が多い場所等で、歩行者の乱横断が懸念される箇所には、横断防止柵を設置すること。

(5) 視線誘導標

拡幅した道路端部など、道路の構造及び交通の状況を勘案し、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある箇所においては、視線誘導標（標準として直径 300 ミリメートルの反射盤）を設置すること。

(6) 道路反射鏡（カーブミラー）

原則として、道路反射鏡が不要な線形とすること。ただし、やむを得ず見通し距離が不足するなど、他の車両又は歩行者の確認が困難な場合には、道路反射鏡の設置について、別途、公道管理者と協議すること。

第4章 公共の用に供する空地に関する基準

(7) ボラード（車止め）

車の進入防止のため、歩道切り下げの両端、交差点部等にボラードを設置すること。その他ボラードは、次のとおりとすること【図13-3、図13-4】。

ア 交差点部はボラードセンターで1.5メートル間隔、また、歩道切り下げ部にはついでには進入防止ができる位置に配置すること【図13-5】。

イ 材質は公道管理者と協議し、反射テープ等の安全対策を施すこと。

図13-3

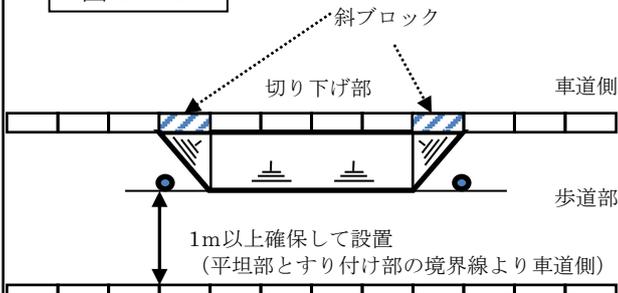


図13-4

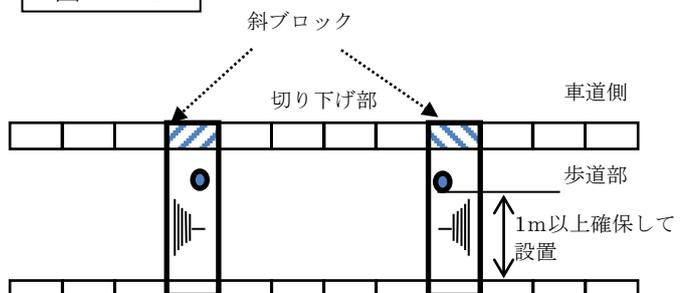
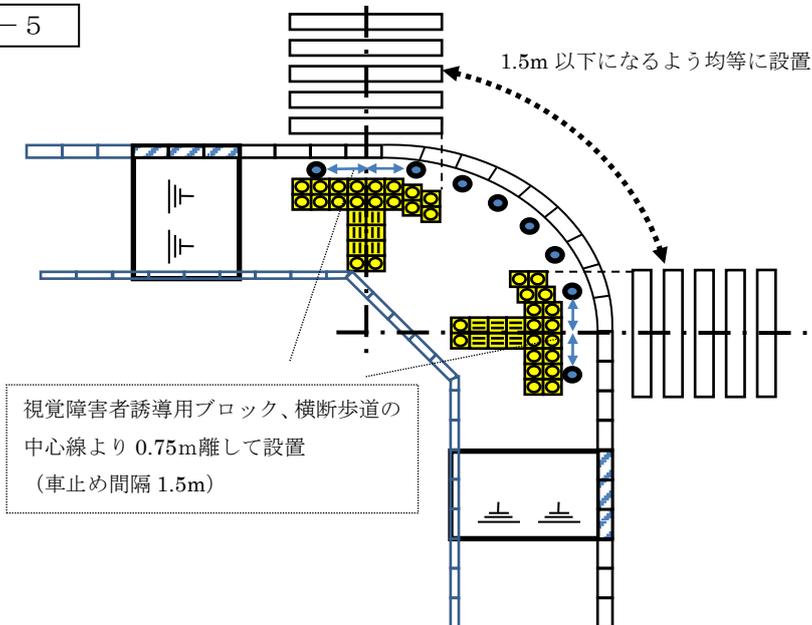


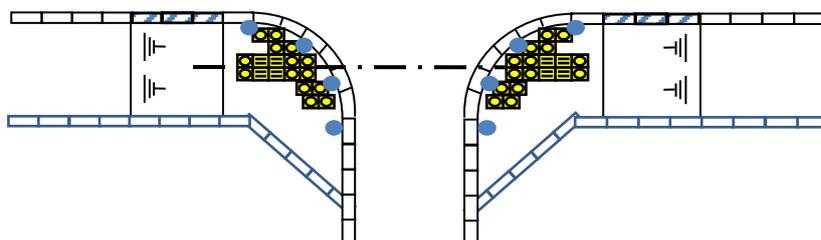
図13-5



(8) 視覚障害者誘導用ブロック

横断歩道、公共施設の入口又はバス停留所その他公道管理者が必要であると判断した場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること【図13-6】。また、設置パターンについては、「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を参照すること。

図13-6

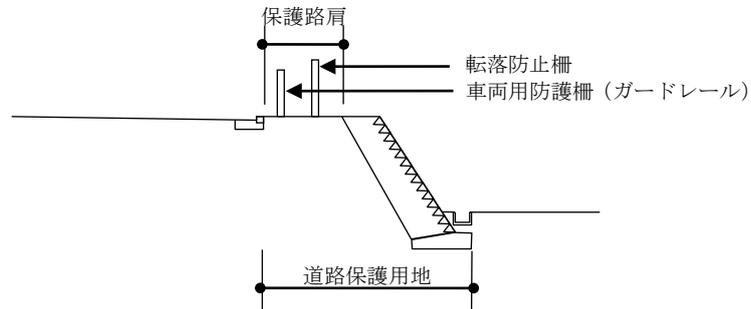


14 道路保護用地

道路の下^{のり}法がある場合は、道路保護用地を確保すること。また、道路保護用地は、原則として、本市に帰属することとするが、道路内で排水処理ができないなど、やむを得ない場合には、帰属する道路保護用地は、保護路肩までとすることができる【図14-1】。

なお、道路端より1.5メートルの平場が確保される場合は、道路保護用地は不要とする。

図14-1



15 道路との境界

道路との境界は、次のとおりとする。

- (1) 地先境界ブロック又は排水施設を境界沿いに配置し、道路境界を明確にすること。
- (2) 擁壁等の構造物がある場合は境界で構造物を分離すること。
- (3) 切り下げや切り上げに伴い境界ブロックの布設替えが生じた場合も上記と同様とすること。
- (4) 境界標は「道路台帳図 (SXF データ) 作成・補正の手引き」及び「横浜市道路台帳測量作業規程」に基づいて設置すること。

16 植樹帯

植樹帯を新設又は撤去移設する場合には、別途、公道管理者と協議すること。

17 橋りょう

橋りょうは、「道路橋示方書」その他横浜市策定基準に適合するよう計画し、別途、公道管理者と協議すること。

18 道路台帳等

「道路台帳 (SXF データ) 作成・補正の手引き」に基づき、道路台帳を作成すること。また、道路照明施設、植栽帯、道路標識又は重要構造物 (擁壁、橋梁等) を設置する場合には、各施設の台帳を作成すること。

【解説】

境界標の設置については、道路側から石標にて境界を表示し、排水施設等の状況に応じて、石標が設置出来ない場合には、鋳物杭とすることができます。やむを得ず、民地側から境界を表示する場合には、地権者の了解を得てください。詳細については、道路調査課と協議してください。【図18-1】

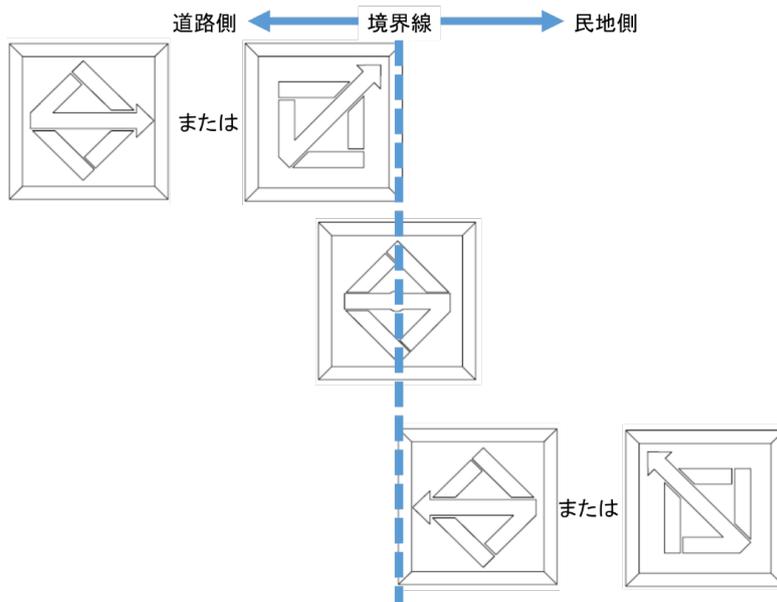


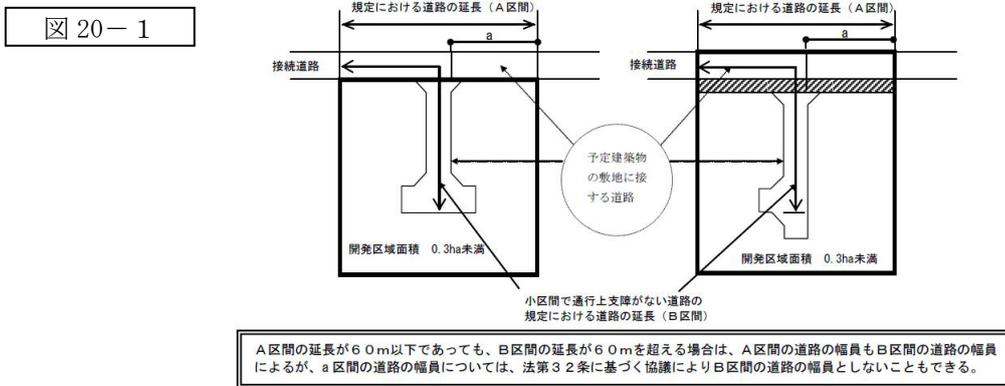
図 18-1 境界標設置例

19 施工

施工にあたっては、「土木工事共通仕様書」及び「土木工事施工管理基準」その他関連基準に準拠すること。

20 小区間で通行上支障がない道路の形態

小区間で通行上支障がない2以上の道路が異なる幅員で一部重複する場合において、重複をしない道路部分の幅員については、周辺の道路の状況を勘案して定めることができる（a 区間）【図 20-1】



21 バリアフリー関連

福祉のまちづくり条例等規定に適合するよう計画すること。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本構想が策定されている地区は計画については、当該基本構想に準拠すること。

【解説】

道路のバリアフリー化の主な内容は、次のとおりです。

- 1 視覚障害者誘導用ブロック（俗称：点字ブロック）を敷設
- 2 歩道との段差改善（セミフラットタイプ）
- 3 歩道勾配の緩和

22 主な関連技術規定

(1) 法令

- ア 道路法
- イ 道路構造令